平成２２年（フ）第３３３号
三重県津市東丸之内29番６号
債務者　有限会社川村伊助商店
代表者取締役　川村　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月11日午後３時
津地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１２８７号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目９番地の９
債務者　森　　勝男
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１９号
神奈川県小田原市曽比1069番地
債務者　田中　光輝
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　崇
4　破産債権の届出期間　平成22年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６１号
茨城県石岡市旭台３丁目２番３号
債務者　岩渕　雅敏（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　松壽
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６７１号
岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第３地割35番地21
債務者　小林　真一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林利哉
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９９９号
兵庫県西宮市名塩山荘15番６号
債務者　日下　五六
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　破産債権の届出期間　平成22年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９２号
鹿児島県鹿児島市小山田町770番地17　小山田Ｎビル203号
債務者　樋原ゆかり
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上釜　明大
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
鹿児島県鹿児島市桜ケ丘６丁目43番地17
債務者　河野　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大脇　通孝
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５０３号
札幌市東区北10条東５丁目１番20―702号
債務者　加藤　祐司
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３７号
京都市左京区一乗寺東閉川原町19番地　リライブ修学院404号
債務者　森　　和義
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　純江
4　破産債権の届出期間　平成23年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
奈良市二名平野１丁目2067番地
債務者　大木　　修
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　勝也
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５４２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目21番５―53号
債務者　浜田　妙子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末永　睦男
4　破産債権の届出期間　平成22年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目40番22号　Ｍ＆Ｍビル306号
債務者　才原　忠則
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　稔
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５５号
新潟県上越市東城町３丁目14番14号　サンライズシライシ２号棟212号
債務者　橋本健太郎
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船﨑　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所高田支部